平成２９年（フ）第３３４号
東京都北区中十条２丁目13―23―202
債務者　金子　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５号
東京都江戸川区南小岩１丁目２－２―203
債務者　石井　　亨
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５２５号
大阪府摂津市庄屋２丁目２番50号
債務者　桑田さゆりこと**桒**田さゆりこと　**桑**田さゆり
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５６０号
大阪府八尾市永畑町１丁目１番７号
債務者　平原　眞理
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７号
東京都江東区東砂２丁目13―１―307
債務者　田所　泰人
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５９号
東京都練馬区大泉学園町１丁目13―15―103
債務者　宮越　純子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６０号
東京都大田区池上１丁目30―18　こだまの森池上
債務者　永橋　良夫
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６２号
東京都足立区辰沼１丁目４－２
債務者　武内　潮音
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４号
東京都練馬区高野台４丁目25―103　吉原方
債務者　山田　　満
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５号
東京都北区岩淵町７－５―101
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６号
東京都板橋区板橋３丁目33―４―101
債務者　宮崎　智香
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７号
千葉県習志野市大久保１丁目13―５　メゾン井沢パートⅢ101
債務者　服部　勇介
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７４号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目27―５―102
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７５号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目27―５―102
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７８号
東京都台東区上野桜木１丁目10―25―201
債務者　板越　博美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８０号
東京都豊島区駒込６丁目10―２　ソメイコーポ１Ｆ
債務者　高井三弥子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部